

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年三月三日付けで公告した令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、郵送による受験申込書請求期間、郵送による受験申込書配布期間及び郵送による受験申込受付期間の延長を行うとともに受付場所における受験申込を取りやめたので次のとおり公告します。

令和二年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

令和二年三月三日付けで公告した令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
三の1の(一)の(1)のA中「同月十九日（木）」を「同月二十七日（金）」に、三の1の(一)
の(1)のイ中「同月二十七日（金）」を「同年四月三日（金）」に、三の1の(二)中「同月
三十一日（火）」を「同年四月十三日（月）」に改め、三の3を削る。